

報告第 20 号

市長の専決処分報告の件

議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

番号	種別	専 決 处 分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額 (円)	本 市 の 過失割合	相 手 方	事 件 概 要
32	損害賠償	令和7年10月6日	308,000	100%	他市所在の法人	令和7年8月26日10時35分頃、東大阪市吉田六丁目において、環境部所属職員が塵芥車にて方向転換するために相手方法人駐車場内で後進した際、駐輪場フェンス支柱に接触し、損害を与えたもの。
33	損害賠償	令和7年10月14日	103,946	70%	本市在住の個人	令和7年7月2日15時45分頃、東大阪市長堂二丁目において、社会教育部所属職員が公用車にて走行中、右側脇道から左折してきた相手方自転車と出会い頭に接触し、損害を与えたもの。
34	損害賠償	令和7年10月29日	7,216	100%	本市在住の個人	令和7年7月25日10時50分頃、東大阪市加納四丁目において、相手方自転車の前輪が市道上の樹とアスファルト舗装の間の隙間に挟まり、損害を与えたもの。